

デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議悪質商法等 WG について

1 開催趣旨

7 月に取りまとめたアクションプランを受けて、地上デジタル放送に関する悪質商法等に関して、関係省庁の連絡体制を強化し、情報共有のための体制を作ること

2 開催状況

第 1 回 (平成 20 年 7 月 30 日)

- デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議悪質商法等 WG の設置について
- 地上デジタル放送に関する悪質商法等の現状について (総務省)
- 意見交換

第 2 回 (平成 20 年 11 月 7 日)

- 地上デジタル放送に関する悪質商法等の状況やそれに対する取組について各省庁から紹介
- 意見交換

3 今後の予定

4 半期に 1 度を目途に WG を開催し、関係省庁間の情報共有を図る。

(参考)「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」抜粋

第 4 章 悪質商法等対策

(1) 関係省庁間の連絡体制の強化【内閣府・警察庁・総務省・経済産業省】

関係省庁は、本年 7 月末までに、関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等による被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供できる仕組みを構築する。

悪質商法等対策を進めるために、関係省庁が独自に情報収集を行うほか、全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) の「消費生活相談情報データベース」等を活用して、悪質商法等に関する情報を収集・共有し、これらの情報を踏まえて、関係省庁が連携して対策を講じる。

その他、関係省庁において、(2) から (5) に挙げた取組を進める。